

令和7年1月24日
一都三県毒劇物運送業者講習会

消防法における危険物運搬の 規制について



神奈川県くらし安全防災局
防災部消防保安課

消防法における危険物とは・・・

- 火災を発生させやすい発火性・引火性等の危険性を有するもの
- 消防法上の危険物には、気体（ガス）は含まれない
- その物理的性質（固体・液体）及び特性により、第1類～第6類に分類される。

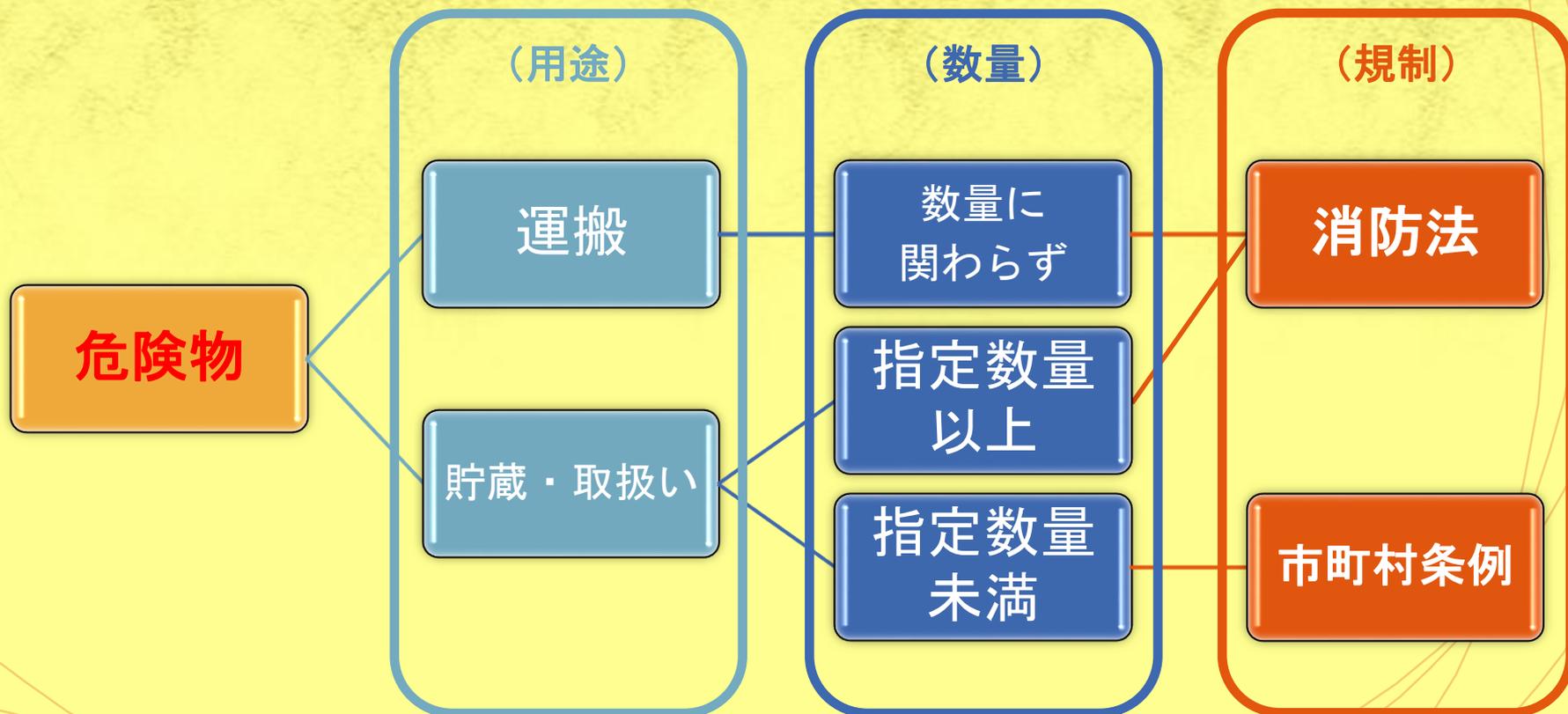


危険物の分類

消防法別表第一に掲げる物質で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するもの(消防法第2条第7項)

類別	性質	特性	代表的物質
第1類	酸化性固体	そのもの自体は燃焼しないが、熱、衝撃、摩擦等によって分解することにより極めて激しい燃焼を起こさせる危険性を有する物質	塩素酸塩類 過塩素酸塩類 無機過酸化物
第2類	可燃性固体	火炎により着火しやすい固体又は比較的低温(40℃未満)で引火しやすい固体	赤りん 硫黄
第3類	自然発火性物質 及び禁水性物質	空気にさらされることにより自然発火する危険性を有するもの、又は水と接触して発火、若しくは可燃性ガスを発生する固体又は液体	カリウム ナトリウム 黄りん
第4類	引火性液体	引火性を有する液体	ガソリン 灯油、軽油
第5類	自己反応性物質	加熱による分解等の自己反応により、多量の発熱をし、又は爆発的に反応が進行する固体又は液体	有機過酸化物 硝酸エステル類 ニトロ化合物
第6類	酸化性液体	そのもの自体は燃焼しないが、混在する他の可燃物の燃焼を促進する性質を有する液体	過酸化水素 硝酸

危険物規制の体系



※指定数量：危険性を考慮して政令で定められている数量

指定数量

【危険物の規制に関する政令 別表第3 第4類のみ抜粋】

類別	品名	性質	指定数量
第4類 (引火性液体)	特殊引火物		50ℓ
	第1石油類	非水溶性液体	200ℓ
		水溶性液体	400ℓ
	アルコール類		400ℓ
	第2石油類	非水溶性液体	1,000ℓ
		水溶性液体	2,000ℓ
	第3石油類	非水溶性液体	2,000ℓ
		水溶性液体	4,000ℓ
	第4石油類		6,000ℓ
	動植物油類		10,000ℓ

※類別・品名・性質別に指定数量が定められている

運搬と移送

【危険物の運搬とは】

- 車両等により危険物を運ぶ行為
(移送を除く)

【危険物の移送とは】

- 移動タンク貯蔵所（タンクローリー）により危険物を運ぶ行為

危険物の運搬

危険物の運搬は、その容器、積載方法及び運搬方法について政令で定める技術上の基準に従ってこれをしなければならない。(消防法第16条)

○運搬容器の基準 (危政令※第28条)

主な着眼点

- ア 運搬容器の材質は危険物の性状に適合しているか
- イ 運搬容器の構造及び最大容量は基準に適合しているか

※危政令・・・危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)

○積載方法の基準（危政令第29条）

主な着眼点

- ア 運搬容器の収納方法及び収納率は基準に適合しているか
- イ 危険物が漏れないように運搬容器を密栓しているか
- ウ 運搬容器及び包装の外部には危険物の品名・数量等を表示しているか
- エ 落下、転倒、又は破損しないよう積載しているか
- オ 運搬容器は、収納口を上方に向けて積載しているか
また、危険性に応じ遮光、防水措置等を講じているか
- カ 類を異にする危険物又は災害を発生させるおそれのある物品を混載していないか
- キ 危険物を収納した運搬容器を積み重ねる場合は、高さ3m以下としているか

○危険物の混載禁止（危険物の規制に関する規則 別表第4）

	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類
第1類		×	×	×	×	○
第2類	×		×	○	○	×
第3類	×	×		○	×	×
第4類	×	○	○		○	×
第5類	×	○	×	○		×
第6類	○	×	×	×	×	

《備考》

※×印は、混載することを禁止する。○印は、混載して差し支えない。

※このほか、LPG等の高圧ガスも原則として混載を禁止されている。

（混載する類別や容器の内容積により一部例外あり。）

○運搬方法の基準（危政令第30条）

主な着眼点

- ア 危険物又は運搬容器が著しく摩擦又は動揺を起こさないように運搬しているか
- イ 指定数量以上の危険物を運搬する場合、標識を掲げているか
- ウ 危険物に適応する消火設備（消火器等）を設けているか
- エ 運搬中、危険物が漏れる等の災害が発生した場合の災害防止のための応急措置の方法と、最寄りの消防機関への連絡先を把握しているか

運搬標識 (危険物の規制に関する規則 第47条)



危険物の移送

移動タンク貯蔵所(タンクローリー)による危険物の移送は、危険物の貯蔵・取扱い・移送として規制される。

○危険物の移送における規制の体系

主な着眼点

- ア 指定数量以上の危険物を取扱う場合・・・
消防法の規制に適合しているか
- イ 指定数量未満の危険物を取扱う場合・・・
市町村条例の規制に適合しているか

○危険物取扱者の乗車・免状の携帯義務

- ・移動タンク貯蔵所による危険物の移送は、当該危険物を取扱うことができる危険物取扱者を乗車させてこれをしなければならない。
(消防法第16条の2 第1項)
- ・危険物取扱者は、移動タンク貯蔵所に乗車しているときは、危険物取扱者免状を携帯していなければならない。
(消防法第16条の2 第3項)

主な着眼点

- ア タンクローリーに乗車する危険物取扱者が、危険物取扱者免状を携帯しているか
- イ 取得免状で取扱うことのできない危険物を移送していないか

○保安の確保

- ・危険物取扱者は、移送に関し政令で定める基準を遵守し、当該危険物の保安の確保について細心の注意を払わなければならない。
(消防法第16条の2 第2項)

主な着眼点

- ア 危険物の移送をする者は、移送の開始前に移動貯蔵タンクの底弁その他の弁、マンホール及び注入口の閉鎖、消火器等の積載の点検を行っているか
- イ 移動貯蔵タンクから危険物が漏れる等の災害が発生した場合の災害防止のための応急措置の方法と、最寄りの消防機関への連絡先を把握しているか
- ウ 移送が長期間にわたるおそれがある場合は、2人以上の運転要員を確保しているか

運搬に係る事故事例

○令和5年中の主な事故

発生月	都道府県	人的被害	損害額	概要
1月	三重県	なし	約3628万円	高速道路走行中の移動タンク貯蔵所の左後軸のタイヤから出火したものの。危険物が側溝へ流れでるなどしたため、周囲に駐車していた車両2台が焼損した。
5月	千葉県	なし	不明	移動タンク貯蔵所から溶融硫黄（危険物第2類）210キログラムが道路上約200mに流出したものの。
12月	徳島県	なし	約464万円	移動タンク貯蔵所が高速道路を走行中、ガードレールに接触し、単独で横転、移動貯蔵タンク後方第6室破損により、積載していた軽油4000リットルが、高速道路上、一般道路及び用水路に流出したものの。事故現場から約200メートルの範囲に拡散した。

過去最高額の賠償事例

平成20年8月、首都高でタンクローリーが側壁に衝突して横転、漏れたガソリンや軽油に引火し、車両や高速道路の構造物が炎上した。

この事故で東京地裁は平成28年7月14日、運送会社等に 万円を支払うよう命じる判決を下した。

令和6年度 危険物安全週間推進標語

「次世代へ つなごう無事故と 青い地球」

危険物の安全な運搬・移送のため、皆様のご理解
とご協力をお願いします。

ご清聴ありがとうございました。